北秋田市道の駅たかのす条例をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市条例第19号

北秋田市道の駅たかのす条例

（設置）

第１条　市民及び来訪者の利便の向上を図るとともに、地域産業の振興及び地域の活性化に資するため、北秋田市道の駅たかのす（以下「道の駅」という。）を設置する。

（名称、位置等）

第２条　道の駅の名称、位置等は、次のとおりとする。

名称	構成施設	施設の区分	位置
北秋田市道の駅たかのす	地域振興施設	物産販売等施設	北秋田市綴子字大堤道下62番地１
		食事施設	
		子育て応援施設	
	アウトドア拠点施設	アウトドア用品販売施設	
		ツーリストセンター	
	道路情報発信施設	休憩施設	
		シャワー施設	
	駐車場	駐車場	
		長時間滞在施設	
	ドリームワールド	遊戯交流施設	
		水環境施設	

（事業）

第３条　道の駅は、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）　地域の農林水産物、特産品その他物産の販売及び産業の振興に関すること。

（２）　飲食の提供その他来訪者の利便の向上に関すること。

（３）　子どもの遊び場及び子育て世代の交流の場の提供に関すること。

（４） アウトドア用品の販売のための施設の提供に関すること。

（５） 市内及び周辺地域におけるアウトドア活動その他の観光情報の発信に関すること。

（６） 道路交通情報の発信、休憩の場の提供その他の道路利用者の利便の向上に関すること。

（７） 来訪者の長時間滞在に対応した受入拠点の運営に関すること。

（８） 地域住民及び来訪者の交流の促進に関する事業に関すること。

（９） 前各号に掲げるもののほか、第１条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業

（休館日）

第４条　道の駅の休館日は、規則で定める。

（開館時間）

第５条　道の駅の開館時間は、規則で定める。

（利用の許可）

第６条　別表第１に掲げる道の駅の施設を利用しようとする者及び別表第２に掲げる道の駅の施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

（１） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２） 道の駅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

（３） 前２号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

３　市長は、第１項の許可をするに当たって、道の駅の管理上必要な条件を付することができる。

４　別表第２に掲げる道の駅の施設の利用を許可する期間は、１年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

（利用の許可の取消し等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（１）　道の駅の施設を利用し、又は専用して利用しようとする者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

（２）　道の駅の施設を利用し、又は専用して利用しようとする者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

（３）　天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

（４）　公益上必要があると認められるとき。

（５）　前各号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上特に必要と認められるとき。

（使用料）

第８条　第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第１及び別表第２に定める使用料を納付しなければならない。

２　前項の使用料は、道の駅の施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

（使用料の減免）

第９条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条　既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰さない理由により道の駅の施設を利用できないと認めるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外利用等の禁止）

第11条　利用者は、許可を受けた目的以外に道の駅の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

２　利用者は、道の駅の施設の原状を変更し、又は特別の設備を設けて、これを利用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

３　前項ただし書に規定する場合における変更及び特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。

（原状回復の義務）

第12条　利用者は、その利用が終わったとき、又は第７条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに自己の負担で施設及び設備（前

条第２項本文の特別の設備を含む。）を原状に回復して、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第13条　故意又は過失により道の駅の施設又は設備を損壊し、又は滅失した者は、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（入場の拒否等）

第14条　市長は、入場者が第６条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該入場者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第15条　道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

２　市長は、指定管理者を北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年北秋田市条例第305号）第６条の規定により指定しなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条　指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則及び別に定める協定の基準に従い、道の駅を適正に管理しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第17条　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（１）　道の駅の企画運営に関する業務

（２）　道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　道の駅の利用の許可に関する業務

（４）　道の駅の財務に関する業務

（５）　第３条各号に掲げる事業のうち、市長が別に定めるものの実施に関する業務

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

２　第15条第１項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合における第６条及び第７条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

３　指定管理者及び指定管理者が行う業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

（利用料金の収受）

第18条　市長は、地方自治法第244条の２第８項の規定により、道の駅の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の利用料金の額は、別表第１及び別表第２に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、道の駅の施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第19条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第20条　既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めによらない理由により道の駅の施設を利用できないと認めるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第２条　指定管理者の指定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（北秋田市ドリームワールド条例の廃止）

第３条　北秋田市ドリームワールド条例（平成17年北秋田市条例第201号）は、廃止する。

別表第１（第６条、第８条、第18条関係）

利用区分		金額
シャワー施設		１回につき500円
長時間滞在施設	１区画当たり	１泊につき5,000円

備考　長時間滞在施設において電気を使用した場合の電気料は、この表の金額に含まれているものとする。

別表第２（第６条、第８条、第18条関係）

利用区分		金額
アウトドア用品販売施設	１平方メートル当たり	１月につき300円